

公的住宅のあり方を考えるに当たって重要な論点について（テーマ別の御意見）

【全体】

- 住宅が充足した中、公営住宅の役割としては、福祉施策としての役割が重要視されることから、公営住宅の供給目的を再度考える必要がある。
- 諮問①と②のテーマを分けたことにより、どちらを優先させるのかといった対立関係を生まないように考えていく必要がある。
- 公営住宅法の趣旨から見る限り福祉施策ではないか。福祉の観点の範囲で考えれば、売却もしていくことも考えられる。
- 公営住宅は、福祉政策なのかインフラ政策なのか、性格付けを行う必要がある。
- 住宅施策と福祉施策の連携が重要
- 公営住宅には、福祉政策とインフラ政策の両面の目的を有している。
特に、戦後の社会においては、合理的な政策であったが、住宅が充足した今日では複雑になってきている。
- 公営住宅のこれまでの経過もあり、すぐに制度が変わるものではない。長期的な視点を持つことが必要である。

論点に反映⑧

論点に反映⑧

【②-1 “市営住宅の家賃減免制度のあり方について”】

- 家賃減免制度のあり方については、福祉料金という考え方から、京都市全体の福祉施策の中で考えていくことが必要。
- 制度を残す必要性は、一定限あると思うが、市営住宅の非居住者との公平性も勘案し、運用基準を持つべきである。その際、福祉施策の中でどう位置づけるかという観点も必要。

論点に反映⑨

【②-2 “既存公的住宅ストック有効活用のあり方について”】

- 既存公的住宅ストック有効活用のあり方については、追加的な投資がどれだけ資産価値が上がるか、投資額に見合うのかどうか一つの判断基準となる。
- 追加的な投資が合理的な方法なのかを見極めつつ、市営住宅の経済性、市場性を維持するような観点が必要。
- 偏在している公営住宅の分散の方法としては、今後福祉としての役割に傾いていくとコミュニティ力の低下なども予想されることから、地域の中に溶け込み、居住者が地域の中で暮らせるようにする必要がある
- 市営住宅が偏在する中で、長期的には市営住宅の分散化が必要。
- その際、現在の立地を前提として考えてはいけない。

論点に反映⑧

【②-3 “住宅確保要配慮者への対応について”】

- 住宅確保要配慮者への対応については、国際会議を簡単に招致できる国際性を促進できる京都では、外国人滞在者を如何に増加させるかということが課題であり、その中の一つの問題として住まいの問題がある。
- 市営住宅の立地場所を固定化して考えてはいけない。海外では、郊外団地がゲッター化する例もみられ、日本でも十分ゲッター化する可能性を有している。
- ゲッター化の防止には、福祉の比重が増すことによる入居者の固定化を防ぐため、ステップアップ型の福祉的なソフト対策が必要。
- 公営の営をマネジメントとすると、住宅困窮者に対し、いかに適正な住空間を提供するかが問題となる。
- その際には、今までのように直接供給という手段だけではなく民間供給の住戸やまちなかの空き住戸等の活用も含めて整理できるとよい。

論点に反映⑧